

相談の場所

● 町村にお住まいの方は、保健福祉事務所または町村役場へご相談ください。

● 生活保護の相談は、地域の民生委員も行っています。



手続きの方法

● 生活保護を受けるには、申請が必要です。

● 申請のできる方は、ご本人か扶養義務者および同居している親族に限ります。

● 申請するところは、最寄りの保健福祉事務所または町村役場です。

● 申請に必要な書類は、保健福祉事務所と町村役場にあります。

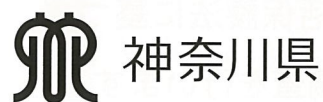
● 申請の時は、印かん、個人番号（マイナンバー）の分かるもの、身分証明書がある場合には、それらをお持ちください。

生活保護の相談窓口

* 町村にお住まいの方は、保健福祉事務所または町村役場へご相談ください。

なお、市にお住まいの方は、各市に福祉事務所がありますので、そちらにご相談ください。

	まど 窓	くち 口	じゅう 住	しょ 所	でんわばんごう 電話番号
中 郡	平塚保健福祉事務所	生活福祉課	平塚市豊原町6-21		0463(32)0130
	大磯町	福 祉 課	大磯町東小磯183		0463(61)4100
	二宮町	福祉保険課	二宮町二宮961		0463(71)3311
高 座 郡	平塚保健福祉事務所 茅ヶ崎支所	生活福祉課	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7		0467(85)1173
	寒川町	福 祉 課	寒川町宮山165		0467(74)1111
三 浦 郡	鎌倉保健福祉事務所	保健福祉課	鎌倉市由比が浜2-16-13		0467(24)3900
	葉山町	福 祉 課	葉山町堀内2135		046(876)1111
足 柄 下 郡	小田原保健福祉事務所	生活福祉課	小田原市荻窪350-1		0465(32)8000
	箱根町	福 祉 課	箱根町湯本256		0460(85)7111
	真鶴町	健康福祉課	真鶴町岩244-1		0465(68)1131
	湯河原町	社会福祉課	湯河原町中央2-2-1		0465(63)2111
足 柄 上 郡	小田原保健福祉事務所 足柄上センター	生活福祉課	開成町吉田島2489-2		0465(83)5111
	中井町	福 祉 課	中井町比奈窪104-1 保健福祉センター内		0465(81)5548
	大井町	介護福祉課	大井町金子1964-1 保健福祉センター内		0465(83)1311
	松田町	福 祉 課	松田町松田惣領2037		0465(83)1221
	山北町	福 祉 課	山北町山北1301-4		0465(75)1122
	開成町	福 祉 課	開成町延沢773		0465(83)2331
	厚木保健福祉事務所	生活福祉課	厚木市水引2-3-1		046(224)1111
愛 甲 郡	愛川町	福祉支援課	愛川町角田251-1		046(285)2111
	清川村	保健福祉課	清川村煤ヶ谷2216		046(288)1211



福祉子どもみらい局福祉部生活支援課
〒231-8588 横浜市中区日本大通 1
電話(045)210-1111

生活にお困りの方のために 生活保護のしおり



このような方は、最寄りの保健福祉事務所または町村役場にご相談ください。

- 平塚保健福祉事務所
- 平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所
- 鎌倉保健福祉事務所
- 小田原保健福祉事務所
- 小田原保健福祉事務所足柄上センター
- 厚木保健福祉事務所

生活保護とは

国が憲法25条の理念に基づいて、生活に困っている人達に対して、その状況に応じ、必要な保護を行う制度です。

また、生活保護は、あなたの自立の努力を援助する制度です。

生活保護を受けるには

自分のもっている能力（働くこと）、資産（預貯金、土地、自動車など）、その他あらゆるものを最低限度の生活をするために活用してもなお、生活等に困るときに生活保護が受けられます。また、扶養義務者（親、兄弟など）からの援助、他の法律等による給付は保護に優先されます。

保障される生活水準

健康で、文化的な最低生活を維持することができるよう国が決めています。

生活保護のしくみは

国が決めた最低生活費とあなたの家庭の収入を比べて決められます。

《生活保護を受けられる場合》

最低生活費		
収入が最低生活費を下回るため、その不足分のみ保護が受けられます。		
収入	入	保護費

《生活保護を受けられない場合》

最低生活費		
収入が最低生活費を上回るため、保護は受けられません。		
収入	入	

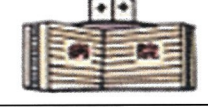
収入とは・・・

あなたや家族の方の働きによる収入、各種の年金・手当、親族からの仕送り、預貯金、保険金、財産を処分して得た収入などをさします。

※資産・収入等は正しく申告していただくことが必要です。必要に応じて生活保護法に基づき、関係先に資産収入状況等の調査を行います。

生活保護の種類は

保護の内容（最低生活費）は、次のとおりです。

1 生活扶助 	衣食その他日常生活に必要な費用
2 住宅扶助 	家賃・地代・住宅補修に必要な費用
3 教育扶助 	小・中学校に通う生徒の義務教育を受けるのに必要な費用
4 医療扶助 	けがや病気の治療に必要な費用
5 介護扶助 	介護を受けるために必要な費用
6 生業扶助 	生業や技能修得のために必要な費用や高等学校に就学するために必要な費用
7 出産扶助 	出産に必要な費用
8 葬祭扶助 	葬祭に必要な費用